

通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ（第7回）

令和7年6月27日

【鎮目主査】 本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ第7回会合を開催いたします。

なお、本日の会議は公開されており、オンラインで傍聴者も入っております。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の進行につきましては、まず、事務局からこれまでのヒアリングを踏まえた通信ログ保存の在り方の検討内容について説明をいただきまして、その後、意見交換を行いたいと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局でございます。

通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループにおいて、全6回にわたって行ってきたヒアリングの結果及び構成員との意見交換を踏まえたガイドラインの解説の改正案について説明させていただきます。

ガイドラインの解説の改正部分については、画面共有させていただいている資料の下線部のところが改正部分となります。

通信ログにつきましては、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン及びその解説において、解説の第38条第1項に記載があるところでございます。

概要としましては、通信ログは通信の構成要素であり、電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護されることから、通信履歴を記録・保存することは通信の秘密の侵害に該当し得るとされ、電気通信事業者は通信履歴について課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止、その他の業務の遂行上、必要な場合に限り記録することができるとし、一旦記録した通信履歴は記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去しなければならない、保存期間の例示として通信履歴のうち、接続認証ログの保存について一般に6か月程度の保存が認められ、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合に1年程度保存することが許容されるとされ

ているところでございます。

現行のガイドラインにおいては、許容される期間として上限の目安を定めているものとなっております。電気通信事業者においては本ガイドラインを前提に運用をしており、必要な保存期間を設定されており、保存期間が経過したときは速やかに消去しているものといった形で認識しているところでございます。

近年の社会環境の変化として、SNSやインターネット上の掲示板等における誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通の高止まりを背景とし、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律が相次いで改正され、同法に基づく発信者情報開示請求の件数も増加傾向にある状況にございます。

また、SNSやインターネット上の掲示板等で著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿等が掲載されるなど、違法情報の流出が社会問題となっていることも挙げられます。

これらを背景としまして、大きく分けると2つの観点で指摘がございまして、1つ目が誹謗中傷等の被害者救済の観点で、発信者情報の開示前に通信履歴が消去されているとして、通信履歴の保存期間が短い旨の指摘があり、もう一つが犯罪捜査の観点でサイバー空間における事後追跡上の障害の一つとして、通信履歴の保存期間が短い旨の指摘があるところでございます。

本ワーキンググループにおけるヒアリング等を踏まえますと、特に発信者情報開示請求対応を含む違法・有害情報対策に関する指摘について、通信履歴の保存期間の経過により発信者情報の開示が受けられない事例が相当数認められるなど、被害者救済の観点で具体的な課題が明らかとなり、同課題、対策の必要性が認められると考えているところでございます。

これらの対策のところでは、発信情報開示手続のさらなる迅速化ということも対策としてはあり得るところですが、少なくとも3から6か月程度の通信履歴の保存がなければ、誹謗中傷等に係る被害者救済が困難である事情が認められると考えております。通信の秘密やプライバシーの保護など、利用者利益のバランス等も考える必要がありますので、本改正案においてはこれらを踏まえまして、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダにおいて誹謗中傷等の違法・有害情報への対策のために、必要不可欠な通信履歴を少なくとも3から6か月程度、保存することが望ましいという形で整理させていただいております。

現時点でも本ガイドラインは保存することが許容される期間として示す6か月、もしくは1年程度を示すものですが、本改正案では保存することが望ましい期間として少なくとも3から6か月程度、そういった形で新たに示すものであり、下限としての目安も新たに示したところが本改正のポイントでございます。下限としての目安を示すもので、これを超えた期間の保存を行うことについても業務の遂行上、必要性がある場合においては、これまでどおり許容されるものと考えているところでございます。

本改正案は、あくまでガイドラインで望ましい期間を明示したものであるため、違反したことをもって直ちに何か法的責任が生じるものというわけではありませんが、事業者におきましては、当改正案に従った対応を取ることが社会環境の変化に応じた社会的な期待に応える望ましい対応であると考えているところでございます。

事務局からの説明としては以上となります。

【鎮目主査】 御説明いただきありがとうございます。

それでは、意見交換を行いたいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

御意見がある構成員の皆様におかれましては、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただければと思います。いかがでしょうか。

では、梅本構成員、よろしくお願いいたします。

【梅本構成員】 弁護士の梅本です。事務局ではガイドライン案を取りまとめていただきありがとうございます。

私としても、こちらの案のとおり、違法・有害情報対策としてのログ保存期間として少なくとも3から6か月の期間が望ましいとする案については賛成いたします。先日の前回の警察庁のお話の中では、犯罪捜査のために通信履歴の保存期間を1年6か月程度に延ばしてほしいという提案があったのですが、ただ、その根拠になっている警察庁の実態調査の中での御説明では、インターネットを用いた犯罪についてログがなくて追跡できなかった、検挙できなかったという事例があることは理解できたんですけども、件数としてはかなり少ないように思われたところです。

もちろん警察としても事件発生から大分時間がたっていると、どうせログが消えているんじゃないかと思って、そもそもそのプロバイダへの開示を求めないケースもあるように思われ、そういう意味では暗数があるのかもしれないのですが、ただ、前回の会合で警察庁から出てきたデータからは、通信ログの保存期間を1年6か月にするほどの強い必要性

があるとまでは言えないように思われました。

他方で前回、弁護士の先生方から情プラ法、プロ責法に基づく開示請求について御説明いただいたんですけれども、こちらについては実際にCPに対する開示請求でかなり時間がとられて、その後、APに開示請求をしても保存期間に間に合わない場合があるということで、かなり厳しい実務の実態が示されていたのではないかと思います。

今回のガイドライン改正案は、違法・有害情報対策のために保存が望ましい期間として少なくとも3から6か月を示すということで、この問題の緩和にはつながるのではないかと思います。

下限を3か月となっているわけですが、それについてはなかなか難しいところで、AP側の保存期間をもっと長くすれば、開示請求者の抱えている問題がより解決するのではないかなと思うのですが、ただ、ログ保存は事業者にとってもかなり負担を伴うもので、APに対する開示請求が保存期間に間に合わない原因が、CPの対応が遅いことにあるというのであれば、何というか、CP側の対応が遅いことの負担をAPだけに押しつけることになってしまう形になって、それはあまり適切ではないのではないかと思います。

これについては先ほど少し事務局からも言及ありましたが、CPに関する裁判所の手続、特に提供命令の実効性などだと思うんですけれども、そちらにも課題があるかと思いますので、そちらの制度の見直しなども含めて、CPの対応の迅速化を図る方向で問題を解消することも考えられるのではないかなと思います。

最後に1点だけ事務局に確認したいんですけれども、このガイドライン案の※3のところの2パラグラフ目ですが、違法・有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは業務の一環と位置づけられるという記載があるかと思います。これは通信の秘密との関係で、違法・有害情報対策目的での通信履歴の保存も正当業務行為の一環になるという位置づけを示唆するものかと思われたのですが、これまでの正当業務行為の例としてはパケットのルーティングであるとか、さっきお話にあった課金料金請求のためとか、割とサービス提供に直結するエッセンシャルなものが出されていたかと思うんですけれども、そういう意味では、ここでの正当業務行為についての言及は少し新しい解釈なのかなと思った次第です。

これについては、違法・有害情報対策に関わるプロバイダの役割、社会的な責任に即したものであるということで私としては賛成なのですが、ただ、ここで書いてあるログ保存だけではなくて違法・有害情報対策一般、違法・有害情報対策のために有効な行為一般が全部そ

の通信の秘密との関係で正当業務行為になるかといえ、そういうわけではないのだと理解したんですけれども、ガイドライン案の読み方として、そういう理解でよいのか、確認させてください。

以上です。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

梅本先生から御指摘いただいたとおりの理解をしまして、今回のガイドラインの改正のところの趣旨としましては、あくまで通信履歴の保存の項目にかかっているといった整理をしているところでございます。

このガイドラインの第38条第1項が通信履歴の保存に関する項目でありますし、今回、通信履歴の保存の点においての社会的な期待のところの部分で説明をしておりますので、違法・有害情報の対策全般のことを指しているのではなくて、違法・有害情報対策のための通信履歴の保存という形で業務の一環といった形で位置づけているところでございます。

【梅本構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【鎮目主査】 梅本構成員、御意見、それから御質問ありがとうございました。梅本構成員の御意見は、今回の改正案については基本的に賛成ということで、今後の課題等についても大変有益な御示唆をいただいたと思いますが、事務局におかれましては最後の御質問以外について、梅本構成員からいただいたコメントについて、何かコメントなどはございますでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。梅本先生が御指摘いただいた点は特に事務局から何かコメントをするということではなく、御賛同いただいて大変ありがたいと思っているところでございます。

また、御指摘いただいたところの部分についても今後の検討課題は当然あるのだろうと思っていますので、御発言いただいたところも踏まえて、今後もまた検討を続けていきたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

【鎮目主査】 ありがとうございます。では梅本構成員、どうもありがとうございました。

【梅本構成員】 ありがとうございます。

【鎮目主査】 では、森構成員、よろしくお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。森です。私の意見もほぼ、梅本弁護士の意見と重複しておりますので重複を避けつつということですが、警察庁さんからの御提案のあり

ました1年6か月に関しては資料の数の問題もちよっとありましたので、そこまでは難しい、そしてさらに※2の長期の保存のことも若干整合しないということもありますので、少し難しくて、今回短期を3か月ないし6か月が望ましいとしていただいたのは、それでよかったのかなと思います。

先ほど梅本弁護士から御指摘のありました、違法・有害情報対策のために保存することが業務の一環と位置づけられるというところが、若干、御指摘どおり引かかる表現でして、正当業務行為であると言うのであれば、その前の振りのところ、※3の第一段落が社会情勢の変化ということで結構かと思えますけれども、正当業務という感じがいたしますとなりますと、ここは発信者情報開示請求の実効化とか権利侵害情報による被害者救済とかにさせていただくほうがいいのか、業務の一環と位置づけられる正当業務の行為であると表現されるよりもむしろ、そのほうがいいかなとは思いました。

つまり、違法・有害情報対策も正当業務行為ですかということ、そんなことはありませんということになろうかと思えますので、発信者情報開示請求の実効化みたいなことのほうが表現としてはいいのかなと思ったところでございます。

以上です。

【鎮目主査】 森構成員、どうもありがとうございます。ご指摘は、※3についてでしょうか。

【森構成員】 ※3の下から4行目ですかね。

【鎮目主査】 上記社会環境の変化を勘案すればというところですよ。

【森構成員】 はい。そこからいきまして、4行ぐらいいきまして、そのまま3行ぐらいいきまして、違法・有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは、業務の一環と位置づけられると。

【鎮目主査】 これでは、やや書き過ぎという趣旨でしょうか。

【森構成員】 そうですね、はい。少し書き過ぎな気がいたしました。

【鎮目主査】 なるほど了解いたしました。私個人の考え方かもしれませんが、正当業務行為が違法性阻却される理論的な根拠としては、単に業務であるということではなくて、それによって優越的利益が実現されるという点にポイントがあるのではないかと思います。そうであるならば、目的の正当性というのが正当業務行為の要件の中に、一定の公益の実現のようなものも入ってくることは、理論的にはあり得るのかなと思います。

ただ他方で、従来このガイドラインや総務省が示してきた解釈の下では、あまりそこま

で踏み込んだ検討はなされておらず、基本的には正当業務行為されるのは、CPが通信サービスを維持、提供していくためにどうしても必要なものに限定して認められるという捉え方をしてきたとは思いますが。

そうだとすると、確かに今回の書きぶりは少しそれよりも一歩踏み込んでいるかなという気はするのですが、森先生の御意見といたしましては、この辺りはもう、このCPについては以降の4行、5行ぐらいはざっくりカットしたほうがいいということになりますでしょうか。

【森構成員】 もちろん何というんでしょうか、書いていただいてもいいと思うんですが、もう少し例えばですがCPについては上記社会環境の変化を勘案すればぐらいまではいいと思うんですが、CPにおける発信者情報開示請求権の実効化というものを考えればとか、侵害情報の被害者救済の実効化ということを考えれば一定程度、通信履歴を保存することは業務の一環と位置づけられるとお書きいただいても構わないと思うんですが。

【鎮目主査】 なるほど。そういたしますと、違法・有害情報対策への不可欠な情報である通信履歴を保存することという書きぶりが、やや広過ぎるので、その中身を今回の問題になっているものに絞り込んだほうがいいということですね。

【森構成員】 はい、さようでございます。

【鎮目主査】 分かりました。すいません。事務局、今の点についてはいかがでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。今、森先生が御指摘いただいたところも含めて、今お示しさせていただいたガイドラインの解説の改正案についての修正含めて検討をさせていただければと思いますので、追って鎮目主査とともに検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。

【鎮目主査】 森構成員、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、小林構成員、よろしくお願いいたします。

【小林構成員】 小林でございます。今回、ガイドラインの改正案を作成いただきまして、どうもありがとうございます。

今回のこの改正案に対するコメントというところで、これまでの累次のヒアリングを踏まえた案として私も賛成をいたしているところでございます。私も同じく梅本構成員、森

構成員のコメントと若干かぶるところがありましたので、やや細かなところで若干だけ申し上げさせていただければと思います。

1点、今回のガイドライン、改正された案の適用開始の時期についてどうなるのかなというところを若干考えていたところになります。今回、必ずしも義務を設定するものではないところではありますので、強くこだわるものではないのですけれども、事業者さんで御対応される場合には何かしら準備期間みたいなものも必要になってくるのかなというところを考えたものですから、場合によってはパブコメ等で開始時期についても意見を募ることも適切なことなのかなということを考えましたという、コメント1点目ということになります。

もう1点なんですけれども、これは若干、今後に向けてというところになるかもしれませんが、今回義務ではないところでありますけれども、こういったガイドラインに基づく対応みたいなものが始まってなお、違法・有害情報対応としてのログの保存期間が十分でないということに仮になってきた場合には、ガイドラインの改正に限られない、何かしら追加的な対応みたいなもの、先ほどもほかの論点も含めて引き続き対応が必要というところで議論が進んでいたかと思っておりますけれども、そういった対応の検討みたいなものも今後あり得るのかなというところを一定、懸念するところではあります。なので、あくまで今回義務づけるものではないのですけれども、事務局からの最後説明にもあったかとは思っておりますけれども、今回のガイドラインに基づく対応というものが広がって、実務上の課題が多少なりとも緩和につながっていくことを期待しているところでございます。

その他、森構成員、梅本構成員のコメントに特に補足するところ、私としてはございませんので、コメントとしては以上とさせていただければと思います。

【鎮目主査】 小林構成員、どうもありがとうございました。

2点、コメントいただいたかと思っておりますけれども、2点目は今後についての御示唆ということかと思っておりますが、1点目の改正案の適用開始時期については、事務局におかれましては、現時点で小林構成員のコメントについて何か御回答いただくことはございますか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

小林先生からのご指摘のとおりと考えていまして、今回のガイドラインの改正のところで、最低限の下限の目安としての3から6か月という形で、それが望ましい形で整理させていただいておりまして、この改正に伴って事業者において設備増強ですとか、人的体制の見直しを含めて、それなりの準備期間が当然必要だろうと考えているところでござい

す。

これまでもCP、AP含めてヒアリングの中でそういった意見もいただいておりますし、パブリックコメント含めて、広く意見を聞いた上で実際、ガイドラインの適用の開始時期をいつとするのが適当か、その点も検討していきたいと考えているところでございます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

小林構成員、今の事務局からの回答でよろしいでしょうか。

【小林構成員】 ありがとうございます。そうですね。全く方向性として異存ございませんので、ぜひそのような方向で進めていただければと思います。

【鎮目主査】 どうもありがとうございました。

それでは異構成員から御発言希望ということですので、引き続きよろしく願いいたします。

【異構成員】 東京大学の異でございます。私からも幾つかコメントを申し上げます。

まずは、これまでの先生方のお話に基本的に賛同するところで、今回のこのガイドラインの解説で示されますのは、APに関して、これまでどおりということですが、6か月から1年間、通信履歴を保存しても通信の秘密等に反しないという解釈と、加えて、3か月から6か月の間は、むしろAP、CPともに通信履歴を保存しておくことが望ましいという解釈です。この結論に関しては、私自身はこれまでのヒアリングの結果を踏まえまして妥当なものだと考えております。

ただ、恐らく梅本先生、森先生のお話にも関わってくると思うんですけれども、私としては、下限として3か月から6か月の通信履歴の保存が望ましいという、この部分の意味というか、性質というのは、位置づけが難しいように思っております。

というのも、今回改正の対象になっている文書というのは、個人情報保護委員会と総務省の連名で策定されている、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説ということになるんですけれども、この解説の対象になっているガイドラインの38条1項というのは、要するに通信履歴というのが通信の秘密に関わるものであるもので、それを保存することについては通信の秘密を侵害するおそれがあるんだけれども、こういう状況においては記録することは可能であることを言っているものですので、その解説としてつけるもののの中に、可能であることを超えて保存することが望ましいことが書かれることには、ちょっと違和感があるのは正直なところです。

ですので、私としては、この3か月から6か月はむしろ保存することが望ましいという

部分は、ガイドラインの内容の解説というよりは、総務省が今後の政策の方針の表明として、具体的にはそれぞれの立法事実に基づいて情プラ法その他の法規定をさらに整備していく前段階として、このようなことを事業者に望ましいということを示しながら状況を見ていくという、そういう位置づけと理解する限りで、このガイドラインの改正案でよろしいだろうと思っております。

森先生、梅本先生の御指摘に関連づけますと、恐らく、通信履歴の保存が業務の一環と位置づけられる、というところに違和感が表明されておるのですが、私のさきほどの話からも、電気通信事業者一般が業務の一環として通信履歴を保存しておくことが望ましいということになると、現状では射程が広過ぎるように思われます。先ほど申しましたように、情プラ法等々の個別の立法の中で、例えばAPとかCPに関して特定のこういうことをやってくださいという法制度が整っていけば、その法制度と結び付けて業務の一環だという説明ができるようになるかもしれませんが、現状では、通信の秘密を侵害しないので保存が許されるというガイドラインの内容の解説というよりは、そこを超えた部分の政策的な方向性の表明ということで示していくことになるかと自分としては理解したところです。いろいろ申しましたが、今のような留保はつけますけれど、私としてはこの文章については賛成する次第でございます。

以上です。

【鎮目主査】 異構成員、大変重要な御指摘いただいたかと思えます。どうもありがとうございます。

事務局におかれましては、いかがでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。異先生からいただいた御指摘は、まさにガイドラインのそもそもの性質についての議論かと思っていまして、御指摘のところの理解といいますか、「望ましい」といった書き方は、非常に整理が難しい問題だと理解した上で、今回は現状の課題というところの対策として、このガイドラインにおいて少なくとも3から6か月は望ましいという記載をさせていただいているところでございます。

留保つきということではあるんですが御賛同いただいたということで、ガイドラインの性質の部分で、従前とは違う面もあるといったところかとは理解はしております。一方、おっしゃっていただいております政策的なところも含めて、3から6というところを課題の解決の一つになるんじゃないかということで書かせていただいたというところでございます。

ます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。異構成員、よろしいでしょうか。

【異構成員】 今の御説明で結構です。ありがとうございます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

森構成員からさらに御意見ということで、引き続きお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私もちょっともやっとしていたんですけども、でも言語化のもう100歩ぐらい手前だったんですが、異先生に非常に分かりやすく御整理いただいて大変納得して伺っていたところです。

簡単に言ってしまうと、法令行為にしたかったということです。発信者情報開示請求を回すためのエッセンシャルなこととして、ログをすぐに消してしまったら発信者情報開示請求できないので、そちらで、情プラ法でガイドラインとして法的拘束力のあるものとして下限みたいなことがあれば一番すっきりしていると思います。

なので、すごく異先生のおっしゃるとおりだなと思ったんですけども、私、ちょっとだけ昔の昔話をまたさせていただこうと思うんですが、実はURLを貼らせていただきましたのは児童ポルノ流通防止協議会という検討会での報告書なんです。実は児ポのブロッキングのときに、その根拠をどうするかということについて結構議論がありまして、今だと皆様、緊急避難ですね、緊急避難ってお考えだと思うんですけども、当時は議論があったんです。緊急避難であるか、正当業務行為であるかということについて。

正当業務行為でやろうという話もあったんですけども、私は反対しておりまして、特にJAIPAとかも強く反対をされていまして、この報告書は両論併記で書かれたものです。それに対して、安心ネットづくり促進協議会が児童ポルノのブロッキングが緊急避難じゃないとできないと言いまして、結局、自主的取組の中で安心協の報告書を採用して緊急避難で一律やるようになった経緯がありまして。

したがいまして、児ポのブロッキングのようにおよそ法的根拠を持ち得ないような場面では、正当業務行為でやろうとすると、それは、これも権利侵害情報を守るためということであるんですけども、権利を侵害するような情報のブロックのために通信の秘密を侵害していいという一般化を恐れて、それは権利侵害を守るためにできるとしても、それはそういうことが業務なんだよというのではなくて、そこは他人の権利の侵害を防ぐために緊急避難的要件をかませた上でやらないと駄目。別に業務一般において、権利侵害情報のために通信の秘密について譲っていいような緩い仕組みにはなっていないという議論が当時

ありまして。

そういった議論のこれ、随分大昔のことですので今はどうなんだって話はあると思いますけれども、そういうことも、もし今日でも参考になるということであれば、本件の場合には発信者情報開示請求というところにある意味、一本化されているといえますか、そこを根拠にして下限期間を出してきたわけですから、法令と結びつけてやっていただくと。あまり業務として許されるとは、あまり書かないのがいいのかなと思いました。

以上です。

【鎮目主査】 森構成員、貴重なコメントどうもありがとうございます。

この点について一言だけ申し上げますと、先ほど児ポのブロッキングの例がありました。緊急避難として違法性阻却ができるのであれば、本来的には正当業務として違法性阻却することも不可能ではないと考えております。ただし、その前提として、正当業務行為は業務であるから正当化されるという話ではなくて、あくまで目的の正当性に主眼があるわけです。しかしながら、正当業務行為の解釈論により議論を進めると、割と緩く違法性阻却が認められることになりかねないという問題点があるのは森構成員の御指摘どおりかと私も思います。

ですので、今回はガイドラインの改正という形で下限を定めるという対応にはなりましたが、法令行為として対応していくことが本来的には正しいと思われるわけですし、その点については森先生に賛同いたします。

事務局、今の点については何かコメントございますでしょうか。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。森先生含めて、法令行為でしっかり書くべきだという御指摘も当然、その御指摘は理解しているところでして、今回は、まずガイドラインの改正と考えてはいますので、皆さんに御賛同をいただいたガイドラインの改正ということをまずは進めたいと考えているところでございます。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

それでは、構成員の皆様方からの質問は以上ということで大丈夫でしょうか。

それでは、まだ時間が少しあるのですが、御質問が一応ここで尽きているということのようですので、この辺りで、討議を終了させていただければと思います。大変活発な御議論、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

これは事務局への一点お願いということになりますが、親会であるICTサービスの利用

環境の整備に関する研究会に報告を行う必要がございますので、本日の意見交換を踏まえ、報告書案を御準備いただければと思います。

この報告書案は本日の意見交換を踏まえたものということになりますが、こちらの作成、それから本日の御意見を踏まえて行うガイドライン改正案の必要な修正等につきましては、主査に御一任いただくということでお願いしたいのですがいかがでしょうか。本日の御欠席されている曾我部構成員からは、この点については事前に内諾をいただいております。

この点については、御了解いただくということでよろしいでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

【鎮目主査】 構成員の皆様、御賛同いただきましてありがとうございます。

それでは、主査と事務局において適宜取りまとめの上、親会であるICTサービスの利用環境の整備に関する研究会に御報告させていただきます。

では、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【大内利用環境課長】 事務局を務めております総務省利用環境課長の大内でございます。

このたび、短期間にかかわらず、通信ログ保存の在り方について精力的に御議論いただきまして、具体的なルール見直しの方向性をおまとめいただきましたこと、改めて心から感謝申し上げます。

先ほどの御指摘を踏まえまして親会に報告書を提示いたしますけれども、特に今般お示しいただきましたガイドラインの改正案、先ほどの御指摘のあった政策的含意も含めまして、行政といたしましても対象事業者に対して周知、働きかけを行うなど、実効性のあるものとなるよう最大限努めてまいりたいと思っております。引き続き御指導いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【鎮目主査】 ありがとうございます。

それでは、以上で通信ログの在り方に関するワーキンググループ第7回会合を終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

以上